

韓国の子ども家庭福祉政策およびソーシャルワークをめぐる動向  
—子どもの権利に焦点を当てて—

姜 民護 (同志社大学)

韓国では、1991年11月20日に児童の権利に関する条約に批准したものの、「子どもの権利」を「子ども家庭福祉政策およびソーシャルワーク（以下、支援とする）」のまんやかに位置づけようとする「実質的な動き」が見られたのは、2019年以降である。これらは、要保護児童を含むすべての子どもに及ぶが、本報告では、その変化が目立つ「要保護児童を対象とする支援」と「親の離婚を経験した子ども（以下、離婚経験児）を対象とする支援」に焦点を当てる。

要保護児童を対象とする支援の変化は、文在寅政権の「包容国家児童政策（2019.5.13）」と関連深い。具体的には、公による児童虐待調査および措置決定や民間によるケースマネジメントといった「児童虐待対応体制の再編」、里親種別の改定および「里親などの家庭養護の最優先検討」、子どもの意思に任せた「措置延長有無や関連支援の強化」などが代表的なものである。それに加えて、2024年7月19日からは医療機関が生まれたすべての子どもを国に届け出る「出生通報制」および匿名で出産できる「保護出産制」を盛り込んだ『危機妊娠および保護出産の支援と児童保護に関する特別法』が施行する。

離婚経験児を対象とする支援の変化としては、「養育費履行確保および支援に関する法律」の改定による養育費履行確保制度の強化がとりあげられる。子どもの権利である養育費の確保のために、養育費不払いの非養育者に対する「行政制裁」としての運転免許停止処分および出国禁止、身元公開と、「刑事処罰」としての罰則が法制化され、施行されている。

このような変化とは別に、子どもの権利を支援のまんやかに位置づけようとする、次のような動きもみられる。2019年7月16日、子ども家庭福祉政策の総合的な遂行とともに、子ども家庭福祉関連のソーシャルワークの効果的な推進のための政策の樹立を支援し、それらを評価することを主な目的とする「児童権利保障院（National Center for the Rights of the Child）」が支援の中央機関として発足した（児童福祉法；児童権利保障院HP）。これによって分節化されていた既存の支援体制の中央機能が統合された。また、法律の制定までは至らなかったものの、「子ども基本法の制定」が盛り込まれた第2次児童政策基本計画（2020～2024）が公表され（保健福祉部 2020：27）、実際に多角的な検討が行われた。

以上の一連の動きは、ここ数年にみられる「韓国の子ども家庭福祉政策およびソーシャルワークをめぐる動向」ではあるが、これだけではその全体像の把握とともに、それがもつ家族変動論的な意味に迫ることはできない。そのため、本報告では、1997年の通貨危機以降から現在までの子ども家庭福祉政策およびソーシャルワークをめぐる動向を概観する。

児童福祉法（=아동복지법）

児童権利保障院HP（아동권리보장원 HP、20240515閲覧）

包容国家児童政策（2019.5.13）

保健福祉部（2020）『第2次児童政策基本計画』、p. 27（=보건복지부（2020）『제2차 아동정책 기본계획』、p. 27）

キーワード：子ども家庭福祉政策およびソーシャルワーク、子どもの権利、動向